

幕末期外様諸大名の上京とその役割

——肥後熊本藩細川家を事例として——

野村晋作

(史学専攻博士後期課程三年)

はじめに

幕末の政治過程における特徴的な事象の一つに、外様諸大名の上京及び参内があげられる。徳川幕府開幕以来、朝廷と武家との接触は、幕府役職者や将軍上使等の一部の者を除き、制限されてきた。¹⁾

そうした体制にあつて、幕末期になると、対外的警戒と内憂の萌芽から京都の警衛(禁裏守衛・京都表警固)が緊急の課題として問題視されるようになり、その結果、イニシアチブを朝廷が握り幕府がこれを指揮する形で、譜代と親藩大名による滞京警衛が行なわれるようになる。それと同時に、国内の主要な地域に対しては、外様諸大名の海防動員が実施されたが、²⁾京都に限ってはその対象とはならなかった。³⁾

このようにして、維持・継続されてきた制限に基づく様相は、文久期に入り一変する。その端緒は文久二年(一八六二)四月の薩摩藩国父島津久光の上京であり、以降、自身の国事周旋のために朝廷を政治利用しようと画する長州藩や土佐藩など、いわゆる西南雄藩

の上京が続く。また、翌三年から元治元年(一八六四)・慶応元年(一八六五)と三年間にわたって連続する、将軍家茂の上洛への供奉もまた、諸大名が上京・参内する機会を生んだ。⁴⁾ こうして開幕以来の制限は、次第に形骸化してゆくのである。

そうしたなかで当該期の諸史料からは、右にあげた二つの要因以外にも、何家かの外様諸大名による上京・参内の事実が確認される。これらの外様諸大名は一体、何を目的としてどのような経緯から、制限を受ける上京・参内を行なったのであろうか。幕末期の公武関係を考える上で看過できない事象であるにも関わらず、先行研究においては上京以降の政治展開が主な検討対象とされ、その前提要素の一つとなる上京それ自体には、さほどの関心が払われずにきている。そのなかにあつて朝廷と諸藩の接触ということでは、笹部昌利氏・小山泰弘氏⁵⁾・宮下和幸氏⁶⁾・畑中康博氏⁸⁾・友田昌宏氏⁹⁾等による特定の藩を取り上げた研究成果の発表や、久住真也氏¹⁰⁾によって、武家の参内に基づく禁裏空間の変容が指摘されるなど、研究の進展途上にはあるものの、それら個別の成果をどのように集約して全体的な

議論へと昇華させていくのかは、今後の課題といえる。そのため、現時点において敢て触れるとすれば、諸大名の上京は、政局を左右する決定的な場の京都移転と、そのことがもたらす「政權復帰の兆」といった程度の観念的位置づけでしかない。¹¹⁾ なお、このような認識は当時とも通じるものがある。¹²⁾

よって小稿では、その内の一藩である肥後熊本藩を取り上げ、藩主細川慶順（留邦）の参内に至るまでの経緯を明らかにすることを通して、朝藩接触の政治的意味合いと上京が果たした役割を考えてみたい。これによって、熊本藩を例に外様諸大名の上京という個別事例研究の進展に寄与するとともに、既存体制の形骸化を招いた諸要因の解明への、一つの糸口を得ようとするものである。

以下、史料の引用に際しては、変体仮名・異体字は平仮名に、旧字は新字になおすとともに、適宜読点・並列点を付す。

一 内勅による召募

(一) 内勅と奉命

熊本藩の朝廷との接触は、文久二年七月二日の左大臣一條忠香による同藩京都留守居の呼出しに端を発する。その際、用人を介して「急成御用向ニ付、早々御国許え差上候様¹³⁾」との指示のもと、次の一紙が熊本藩へ渡された。¹⁴⁾

蛮夷渡来以後皇国人心不和ヲ生シ、当時不容易形勢ニ至リ、深

被悩宸襟候ニ付、皇国之御為ハ勿論公武猶々御栄久之様、去五

月関東え勅使被差下被仰出候御旨趣有之候処、於大樹家茂今七月朔日叡旨御請被申上、御満足之御事ニ候、然ル上ハ早速事實

行ハれず候ては無詮も、折角之被仰出於関東も御受之筋難立候間、右叡念弥以速ニ被行候様被遊度思召候、付ては薩州・長州

専周旋叡感之御事ニ候得共、於細川家も同様为国家抽丹誠周旋之義、御内々御依頼被遊度御沙汰候、此段早々御内達可有之事

その趣意は、先に勅使（大原重徳）によって求められた一橋慶喜・

松平慶永の幕府要職への登用と、そこからの幕政改革という政治課題に対する、同年七月一日の將軍家茂による勅旨遵奉を踏まえ、先

行する薩摩・長州両藩と同様、熊本藩細川家においても「为国家抽丹誠周旋之義」を沙汰するものであった。前日の二〇日、関白近衛

忠熙が参内した一條に対し、一條・細川両家の縁戚關係を踏まえて内々に勅命の旨を沙汰したことが、一條によるこの二一日の呼出し

へとつながるわけだが、こうした周旋依頼の背景には、朝廷内における西国筋の大藩利用という機密の構想が基本にあり、そうした動きが一九日より俄かに生じたことが、右の内勅降下の直接の要因を

なしていた。¹⁵⁾

内勅降下の報せは二八日に国許へ届けられ、同藩では、一月後の八月二七日に側用人田中八郎兵衛を使者に立て、同九日付の藩主慶

順による奉勅の返書を一條へと差し出す。¹⁶⁾ さらにその翌日には田中

と京都留守居の青地源右衛門をして、①周旋に際する藩主の上京の有無、②（周旋とは別に）有事の際の藩主上京の意志表明、③在国周旋の嘆願、の三点を申し入れる。²⁰これらは何れも、藩主の上京という事態が共通して意識・問題視されており、このことについて田中・青地の両名は、同日付で国許へ宛てた書状において次のように記している。²¹

（前略）江戸表御伺願済之上ニて無御座候てハ、難成段申上候、手續ニハ御座候得共、全勅命御請被為在候様御内々之事とハ乍申、江戸へ相知レ不申候てハ不安心之御事柄、殊ニ於京都世上之事ニ心を寄候者、此節之儀承知不在者ハ無之、風説取々之趣ニ御座候（後略）

すなわち熊本藩としては、諸大名と朝廷との接触を著しく制限する幕府の存在を気にかけており、上京に対する憂慮の一因はこの点にあったことがうかがわれる。翌閏八月一〇日には先の三点を改めて書付として差し出しており、そこでは「尤御上京ト申儀ニ相成候へハ、関東御伺済モ不被為在テハ其儀難為出来事ニテ」と明記するに及んでいる。²²

こうした二度にわたる問い合わせと嘆願の後に、同藩に対して二七日、「其儀ハ今度御内勅之趣御請被仰上候ニ付テハ、薩州・長州御同様御滞京被仰出之儀ハ不被為在候間、御国方ニ於テ万事御手配御用意御座候テ可然御事」²³の旨が一條を介して示され、上京せずに在

国したままで周旋に努めることが認められた。

以上が同藩と朝廷との文久期における接触の端緒であるが、ここで注目すべきは、朝廷の側よりアプローチがなされていたということであり、さらにそれは幕府の頭越しに行われ、また同様に返答されていた。こうした点に、当該期の朝・幕・藩三者間における関係の変化の一端をみてとることができる。

（二）三條・高松による上京要求

以上のようにして、内勅に基づく周旋をめぐる上京の有無は、二度の嘆願と、その容認とによって落着をみるものの、実際には、同様の内勅を受けた他藩との兼合いという問題が存在していた。

京都藩邸では、内勅を受けた他藩の対応を調べるとともに（「表1」）、「御同様周旋之儀被為蒙仰候御国々より、近日追々御家老・御使者等を以御請且御礼被仰上、或は人数引連御請旁御家老相詰候御国も御座候、（中略）右等之響有之候故も御座候哉」とその影響関係を気につけて、また「堂上方は此方様御人数等之儀御差登有無、種々御談合御座候御様子にて、取々之風説等も承り」として、同藩の今後の対応に対する堂上らの関心にも注意を払っている。²⁴表からは皆一様に、周旋に当たる人数を率いて上京、もしくは近々に上京するとの対応を取っており、前述の堂上らの関心は、まさにこうし

【表1】熊本藩京都留守居役による他藩の対応調書 ※文久2年9月7日時点

国・藩	家名	内勅	対応			備考	
			現状	上京者名	上京者身分		上京人員
長門萩	毛利	○	上京	毛利慶親	藩主	—	
土佐高知	山内	○	上京	山内豊範	藩主	—	前藩主容堂に交代
薩摩鹿児島	島津	○	上京	島津右門	—	—	藩主の近々上京
筑前福岡	黒田	○	上京	浦上宮内 立花采女	家老 用人	上下80人 上下40人	
			近々上京	立花山城 久野一角	采女父 —	— —	
阿波徳島	蜂須賀	○	上京	林 能登	中老/家老代	上下60人	他に一部上京済
			近々上京	稲田勘解由	中老	上下800人	
				酒部丹後	中老		
				中尾河内	中老		
			西尾郡平 蜂須賀駿河	中老 家老			
伊勢津	藤堂	○	近々上京	藤堂数馬	家老	上下50人	
備前岡山	池田	○	近々上京	土肥典膳	—	上下30人	藩主の近々上京/出府途次の立寄り
安芸広島	浅野	○	近々上京	野村帯刀	年寄	上下30人	野村、帰国
肥前佐賀	鍋島	○	近々上京	鍋島閑叟	前藩主	—	出府途次の立寄り
筑後久留米	有馬	○	近々上京	未定	未定	未定	
筑後柳川	立花	○	近々上京	未定	未定	未定	
陸奥仙台	伊達	×	上京	遠藤文七郎 氏家秀之丞	家老 用人	上下70人	6月上京、近々帰国

〔出典〕「尊攘録自筆状」（伊喜見謙吉編『改訂肥後藩国事史料』巻3〈侯爵細川家編纂所、1932年9月）、275～276頁）。

た状況から向けられたものといえるだろう。

その結果、九月に入り熊本藩では、縁戚の三條実美と高松保実より上京を催促される。

まず八日には、「御家老衆ニも別段上京迫も無之折柄」を「大ニ御心配」した三條によって高松が遣わされ、「近日乍恐厭慮ニ細川家は未タ出京せぬかと頻々御沙汰被為在候旨、閑白様迄御聞込之由」及び、「何分此砌之事ニ付、御出京ニ相成不申候ては朝議之表被相済兼候趣ニ付、近日表向御出京被遊候様ニと勅諭被仰出候御模様」の旨が伝えられる。²⁷先に朝廷は、同藩の在国周旋を容認したが（閏八月二七日）、ここに至り再度上京を望むものへと考えの変化したことがわかる。さらにその翌日には両卿によって、「是非とも御上京之儀急ニ被仰上越候様、内々其方共迄致内話候との御沙汰」に基づく上京の催促がなされ、その際、上京を求める理由として「然処先達て被仰出候御内勅為御請御用人上京、其時分ハ強て御上京ニ相成不申とも宜敷有之候処、当時ハ又々御模様も打替、何分御上京無之候ては相済申間敷哉」とする旨が述べられている。²⁸

右に示された「御模様」の「打替」の一つには、前月一八日になされた攘夷をめぐる廷臣諮詢があるかと考えられる。同諮詢は当時の政治的脈絡から察するに、長州藩による建白をきっかけとして実施されたものと推量され、その対象は従来の議事参与者に留まらず、広く廷臣一般にまで及んでいる。「近衛家書類」には二七三名・二七

四件もの奉答が確認でき、それらを数量分析すると、総体的に緩急や方法に異見はみられるものの、全体の九二・七〇%にあたる二五四件が攘夷を支持していたことが明らかとなった。²⁹⁾ こうした奉答結果はその後、諮詢のきっかけとなった長州藩に対する、即今攘夷に向けた幕府への周旋の沙汰へとつながり、それはやがて同藩によって、即今攘夷は天皇・朝廷の政治意思であるとして議論の俎上にのぼされてゆく。両卿は、こうした事態のもとに速やかな上京を催促したのではないだろうか。何れにしても上京の有無が、朝廷を取り巻く他の要素との影響関係にあったことが推量される。

同藩では、先に一條から伝達された在国周旋の許しを示して上京の辞退を願うものの、両卿の側では前記した状況の変化を理由にこれを退ける一方、一種の妥協案として藩主ではなく連枝の上京（藩主名代）を提案する。³⁰⁾ こうしたなかで一四日には、両者の間で次の相談が交わされた。³¹⁾

卿：「太守様とは惣体之御振合も御手輕ニ被為在候哉、就ては御出京も御速ニ可有御座哉」

藩：「右之通御尋ニ付、成程惣体之御振合も大ニ御簡略ニ被為在候へ共、弥御連枝様え御上京被仰出候御模様ニ御座候ハ、此砌之御事柄に付国元之人氣弥以動揺可仕哉と相考申候」
 「願曰、御縁辺之御訳柄を以御沙汰筋之儀は、何卒程能御取扱被遊被下候様、御配慮幾重ニも奉恐願候」

卿：「御出京之儀ハ、大体いつ比京着之見込ニ有可之哉」

藩：「日限等之儀は、屹と御返答も難申上」

「彼是仕候ハ、年内中ニも六ヶ敷可有御座哉、尤今度別段御家様ニ限表向勅誼被仰出候ても、関東御合体之上周旋と申御模様ニ奉承知居候付、右等之次第も有之、来春ニも相成可申哉」

「何卒格別御縁辺之御続柄を以程能御取扱被遊被下候様、奉恐願候」

両卿としては、藩主の上京に比して簡略と考えられる連枝の上京（太守様とは惣体之御振合も御手輕ニ被為在候哉）を促すことで、あくまでも熊本藩の速やかな上京を希求したのに対して、同藩では、縁戚関係（「御縁辺之続柄」、註25を参照）を考慮した高配を願うのであった。こうした上京をめぐる膠着状態は、最終的に同藩の嘆願が聞き届けられる形で、翌一五日の高松による「当年は不及御出京」との返答によって解消をみる。³²⁾

ところがその後、二八日に至り再度上京の有無が問題化する。三條からの書状において「上京之節今御用無之旨申達相成候得共、方今事体猶亦上京、朝廷ヲ輔翼之儀幹旋有之候様被遊度」観点から、「御連枝・御一門之中ニても急ニ御差登ニ相成候」ことが通達されたのである。³³⁾ またしても状況の変化がその理由としてあげられているが、ここでいう変化とは、攘夷の督促を目的とする三條・姉小路勅

使の東下を指していよう。続く一〇月一二日には、議奏の中山忠能より一條に対し、左の旨が伝えられる。³⁴⁾

細川越中守、先達御内沙汰之儀御請御満足思召候、其節先不及上京御時宜ニ付其由申入候処、其後従三條中納言掛合之儀モ有之、且又今度以勅使攘夷之事被仰出候ニ付テハ、諸蛮へ漏聞難計、帝都非常之御備無之候テハ御不安心之儀ニ付、御備之儀同関東へ被仰出候、右等之御時節ニ付、上京朝廷ヲ輔翼之儀幹旋有之候様更内々御沙汰候事

翌一三日に同藩京都留守居へと下達される右の内容は、熊本藩の上京という問題が、三條による独自の催促から朝廷としての要請へと引き上げられたことを表わすとともに、上京を望む理由そのものの転換が確認できる。すなわち、これまでは幕政改革を踏まえた国事周旋への尽力の沙汰であったものが、勅使の東下に端を發して想定される、対外有事に備えた京都の警衛へと変わったのである。

こうした京都警衛を目的とする新たな諸大名への上京要請は、先の国事周旋の際と同様、先行する薩摩・長州・土佐の三藩に加えて、前日の熊本藩を含む西国を中心とした一の大藩に対し一四日、各藩王家と縁戚などの関係にある廷臣をもって沙汰されてゆく（よつて熊本藩に対する京都警衛の内勅降下は二度なされたことになる）。³⁷⁾

ここに、京都警衛を目的とした諸大名の上京という両者の接触機会が創出されたのである。そしてこの動きは、やはり朝廷の側より

生みだされたものであった。

二 京都警衛の遵奉と上京準備

(一) 召募の遵奉

内勅をもって召募された熊本藩では一〇月二四日夜、藩主出座・世子列座のもと家老以下、用人残らず参集して評議を開き、①藩主慶順の上京（上京の準備が整い次第発足）、②御請・御礼使としての弟長岡良之助（護美）の先発上京、及び、③「尤御事柄至極差迫候付、太守様御上京之儀公辺御伺ハ不被為在、御届ニて被遊御発駕方ニ御治定有之」ことが確認される。³⁸⁾ 藩主の上京については、その是非を幕府に伺うのではなく、日にちがないため上京の旨を届け出る（事後報告）に留めるといっているのである。小稿の冒頭で述べた幕府による制限を考えた際に、熊本藩のこのような対応は、これまで制限することによって機能してきたはずの抑止力ないしは拘束力といった効用が、この時期に至り減退・弛緩していたことをうかがわせる。また、幕命よりも朝命を上位と捉えていた姿がみえてくる。

二五日、熊本藩では一條と三條に宛て、一三・一四兩日の内勅に対する遵奉と、良之助先発の旨を記した請書を差し出す。³⁹⁾ ここに、熊本藩の上京が合意をみた。これにともない同藩では、前日二四日の評議において確認された幕府への届け出（③）の動きが活発化する。

(二) 幕府への届け出

同藩では二八日、在府の重役に対し予め幕府の了解を得ることに尽力すべきことを命じる。⁽⁴⁰⁾以下、届け出の次第を通観する。

右の国許よりの指示は翌一二月一日に江戸へ伝わり、江戸留守居清田新兵衛をもって同日夕方には松平慶永、翌二日には奥御右筆組頭樋口喜左衛門のもとをそれぞれ訪ねさせ、届け出の案文を見せてその意見を伺っている。これに対し慶永からは「存寄無之旨」を、樋口からは案文への若干の注文と「御内勅無御余儀次第之書付も添差出候方可然旨」の助言を得た後、⁽⁴¹⁾一三日朝、御用番老中井上正直に対し左のとおり届け出ている。⁽⁴²⁾

〔願書〕

公武猶々御栄久之叡慮被為在、於私も周旋仕候様御内勅之趣先達て一條殿より伝達御座候処、上京をも仕候様御沙汰之段一條殿并三條中納言殿よりも猶伝達有之候、依之早速上京可仕処、御届且用意彼是手間取候付、先御請・御礼旁弟長岡良之助儀上京、右両所えも伺候仕せ候筈御座候、私儀は用意済次第上京仕、御模様ニ寄致出府候儀も可有御座候、右之段御届仕候、以上

十月二十一日

細川越中守

〔無御余儀次第之書付〕

越中守え今般御内勅之儀は一條殿より伝達有之、薩州・長州同様周旋之儀被遊御依頼候との御旨、尤其後上京ニは不及於国方

相心得候様御沙汰ニ付、其心得ニ罷在候処、方今事体上京朝廷輔翼幹旋仕候様更御沙汰之段、此節三條中納言殿より猶伝達有之、引続御同様之御沙汰一條殿より到来、且又正親町三條大納言様より松平大膳大夫殿迄御沙汰之趣同所藩士を以被差越、頻ニ上京之御催促御座候付ては、一応奉伺候上上京仕候儀勿論ニ御座候得共、右之通再々至急之蒙御沙汰居候内、遠国数百里之所より江府え奉伺候段申上、御猶予之儀申立奉辞も候様ニ共相聞候ては、公武御栄久御機会之折柄却て御不都合之筋ニも被為至候ては奉恐入候儀ニ付、無是非此砌上京之儀御届申上候間、彼は無據事情御賢察被成下候様仕度、此段申上候様越中守申付越候、以上

十一月十三日

細川越中守家来 吉田平之助

同藩では、上京にあたってこのことを幕府へ、伺うのではなく、^{〴〵}届け出る^{〴〵}ことになった経緯として、あくまでも朝廷による度重なる召募をあげるとともに、「公武御栄久御機会之折柄」を考えた結果の行動であるとして、事後追認を願うのであった。

このようにして朝幕双方に上京の旨が報告され、国許では良之助と藩主の上京準備が進められてゆく。

三 上京と参内

(一) 良之助の先発上京

一〇月二七日、国許では家中に対し良之助の先発上京を告げ⁽⁴³⁾、翌月七日には良之助より⁽⁴⁴⁾、八日・九日には慶順よりそれぞれ良之助随従者に対し上京中の諸注意が与えられている。そこでは、公儀が定める掟の遵守、上京の趣意等に関する応答の禁止、他所人や浪人体との個人的な応接や文通の禁止、士風の堅持などが謳われており、他藩との協調・協力というよりも、一藩独立の風がみてとれる内容となっている。

江戸において老中へ届け出がなされた二三日、国許では約一四〇人の供を従えた良之助が上京の途に就いた⁽⁴⁵⁾。この良之助の入京は一二月五日であり、旅宿とする洛東南禅寺に入った良之助はその日のうちに入京の旨を京都所司代まで届け出ている⁽⁴⁶⁾。その後一〇日には武家伝奏の坊城俊克・議奏の中山・関白の近衛、それに縁戚である一條のもとを訪れて入京の挨拶をなし、慶順による「差寄相応之御用も御座候ハ、被仰付候様有御座度」との口上を開陳する⁽⁴⁷⁾。そうしたなかで一日、武家伝奏野宮定功より良之助に対し、改めて京都警衛の勅命が下達された⁽⁴⁸⁾。

今般以勅使攘夷之事被仰出候二付ては、諸蛮え漏聞難計、帝都非常之御備無之候ては御不安心之儀二付、関東え被仰出候、右

等之御時節二付暫滞在、御警衛有之候様被遊度思食候事

十二月

これを受け翌日には近衛・坊城・野宮・一條にその請書を差し出すとともに、京都所司代及び京都町奉行へ⁽⁴⁹⁾、さらに翌月二五日には、江戸藩邸を通じて幕府へとその旨を届け出ている⁽⁵⁰⁾。京都警衛の勅命については既知のことであったとはいえ、速やかな遵奉であり、且つその際には上京の遵奉時と同様、幕府へその是非を伺うことはせずに事後報告する形を選んでいる。

良之助の滞京中の様子については、同人が国許の家老に宛てた書状においてその一端が垣間みられると同時に、良之助ひいては藩としての考えを知ることができる⁽⁵¹⁾。

一小子事愈以都合宜敷、時々陽明家を初諸公家え罷出、諸藩え應對いたし、休息之隙も無之、却て難有存上申候得共、此末自然不常之御懇命有之候ハ、決て御請不申心得二御座候
これまでの幕府への届け出などの対応から、同藩においては朝命を優先的に考えていたとの印象を受けるものの、「不常之御懇命」など、どのような勅命でも遵奉するといった姿勢では必ずしもなかったことが読みとれる。

(二) 藩主慶順の上京と参内

良之助の入京から遅れること約一月半後の文久三年一月一七日に

入京した慶順は、良之助と同様、その日のうちに関白以下の諸卿を訪ね着京の報告と内勅の御礼を伝えるとともに、また幕府に対しても、上京の決定の際と同じく、案文を示しての事前相談を経た後に入京を届け出ている。⁵⁶⁾この慶順の上京は、意見が二分する国許における次のやり取りを経て実現したものであった。⁵⁷⁾

(前略) 太守様えは御出京不被為在候得共御宜、監物方二相応之御人数ニても被差添候ハ、夫ニて御守衛之御趣意も相立候との趣ニ付、御一門衆初例之御役々々打寄重畳及評議候得共、席中之見込と表裏之論も有之、寸斗決兼居候内(中略) 数度再応御内勅之末此俣御在国ニてハ何分難被遊御安心、殊ニ將軍様御上洛ニ付ては来正月中旬比迄ニは是非御出京無之候ては難相成、旁今日被遊御発駕旨被仰出(後略)

右史料からは、来年初頭に予定される將軍上洛がこのたびの上京の大きな決め手となっていたことがうかがわれる。同藩としては早晩上京しなければならず、それゆえ京都警衛の召募を機に上京を決したというのが実情のようである。

入京から五日後の二二日、坊城より来る二七日の参内が申し渡され、参内前日には式次第が伝えられている。⁵⁸⁾

参内之儀

一 細川越中守参内、鶴間着座
一 伝奏出會、越中守自分口上被申述、伝奏退入、言上之後更出

席告、可有御対面之由

一出御之後伝奏鶴間出席、誘引小御所、取合廊下北方着座

一 越中守自分御礼貫首申、次御太刀折紙持参置下段、於廂被拜

龍顔

一 越中守於下段天盃頂戴

一 関白殿於麝香間被謁

一 於鶴間御礼申述退出

この二七日の参内は、朝廷側の事情から一度延引されるものの、⁶⁰⁾同日には良之助に代わる京都警衛が命ぜられる。⁶¹⁾その後、二月一日に至り改めて来る九日の参内が仰せつけられ、参内を果たす。⁶²⁾これ以降、慶順及び上京の藩士らは京都の警衛を担うべく、その滞京を余儀なくされてゆく。

まとめにかえて

小稿では、幕末期の朝廷・幕府・諸藩三者の関係性において文久期よりみられるようになる、外様諸大名の上京による朝廷との接触到に注目し、その経緯から、政治的意味合いと役割を検討した。そのなかでも、いわゆる雄藩の国事周旋や、將軍上洛への供奉を目的とした上京とは別の上京事例である、熊本藩主細川慶順の上京を取り上げ、その端緒から参内までを対象に考察を試みた。その結果として、概ね次のことが明らかとなった。

衛沙汰一覧／文久2年10月1日～3年4月20日

沙汰			対幕報告	退京		備考
日付	内容	理由		日付	理由	
10月11日	暫く滞在 京都警衛	攘夷の勅使東下が諸外国へ漏えいした際の備えとして／(外患)	—	12月14日 以降カ	※11/23 退京許可	本人の東下にともない、家老以下の警衛人数を京都に留め置く 12/14
10月14日	暫く滞在	同上	10月18日	10月21日	内命による出府 叡旨の貫徹に尽力	本人の東下にとまなう警衛人数の京都留め置き 10/20 再入京 12/18→ 離京 1/4 非常時の速やかな上京・守衛 1/3
10月18日	暫く滞在	同上	10月28日	10月26日	内命による出府 叡旨の貫徹に尽力	本人の東下にとまなう警衛人数の京都留め置き 10/25
11月9日	暫く滞在	同上	—	11月14日	内命による出府 国事周旋	本人の東下にとまなう警衛人数の京都留め置き 11/13
10月29日	上京	同上	11月30日	11月晦日	内命による帰国 神宮警衛の強化	※警衛に関する上申書 11/23 (関白披露)
11月24日	暫く滞在	同上	—	12月20日	内命による出府 叡旨の貫徹に尽力	
11月27日	暫く滞在	同上	—	2月29日	—	
12月11日	暫く滞在 御警衛	同上	—	2月24日	帰国	
12月11日	暫く滞在	同上	—	2月18日 以降カ	※2/18 退京許可	
12月13日	本家同様	同上	12月13日	12月14日	内命による出府 国事周旋	
12月19日	暫く滞京	同上	—	3月27日	帰国	藩主宗徳(子)への沙汰を通じて召命する 11/1
12月19日 以降カ	暫く滞在	同上	—	2月晦日	大坂警衛のため	
12月23日	暫く滞在	(外患)	—	(6月27日)	(帰国の上、領国の警衛を嚴重にすべき旨の内達)	帝都非常の備え、万一の際の速やかな人数差出し →摂海への外国船渡来の風聞をうけて 12/26
12月26日 or27日	暫く滞京 御警衛	同日付での亀井による警衛請願を容れて	—	3月23日	帰国	
12月17日	速やかな上京	攘夷一決につき非常の備えとして／(外患)	—	3月14日	帰国	
1月27日	暫く滞京 御警衛	攘夷の勅使東下が諸外国へ漏えいした際の備えとして／(外患)	—	4月6日	帰国	幕府に上京をことわる 11/13
2月晦日	退京 鞞下守衛	(外患)	—	—	—	
12月22日	上京	攘夷一決につき非常の備えとして／(外患)	—	5月6日	帰国	
3月18日	警衛人数の留め置き	(外患)	—	3月25日	内命による帰国 領国の警衛	帝都非常の備え、万一の際の速やかな人数差出し 3/18
—	—	(外患)	—	5月11日	帰国	帰国する本藩主に代わって
4月20日	滞京 守衛	—	—	—	—	

た。それに伴い、不明確な場合や同一人物による複数回の入京は、掲出対象から外してある。

史料】巻3 (侯爵細川家編纂所、1932年9月)、維新史料編纂事務局『維新史料綱要』巻4 (目黒書店、1937年9月) 完三編『内閣文庫蔵 諸侯年表』(東京堂出版、1984年6月)。

【表2】 朝廷による諸大名を召募しての京都警

No.	人物	身分	石高(万) 小数点第3位 四捨五入	殿席	位階	叡念徹底の 周旋沙汰	召募	入 京	
								日付	理由
1	有馬慶頼	久留米藩主	21.00	大広間	従4位下	10月14日	○	10月13日	召募により (帰国の途次)
2	池田慶徳	鳥取藩主	32.00	大広間	従4位上	10月14日	10月(2日)	10月15日	召募により (参府の途次)
3	黒田長溥	福岡藩主	47.30	大広間	従4位下	10月14日	○	10月18日	召募により (参府の途次)
4	浅野茂長	広島藩主	42.65	大広間	従4位下	10月14日	○	11月8日	召募により
5	藤堂高猷	津藩主	32.39	大広間	従4位下	10月14日	10月29日	11月21日	召募により
6	鍋島斉正	前佐賀藩主	35.70	大広間	従4位下	10月14日	9月6日	11月24日	召募により
7	蜂須賀茂韶	徳島藩世子	25.70	大廊下	従4位上	10月14日	11月23日	11月27日	召募により
8	長岡良之助	熊本藩主弟	—	—	—	10月14日	(10月13日)	12月5日	藩主の名代として
9	土倉弾正	岡山藩家老	—	—	—	10月14日	○	12月12日	藩主の名代として
10	池田仲立	東館新田藩主 (鳥取藩支藩)	3.00	柳間	従5位下	本藩	○	12月14日	召募により 本藩主の名代として (参府の途次)
11	伊達宗城	前宇和島藩主	10.00	大広間	従4位下	×	11月1日	12月19日	召募により
12	池田政詮	岡山新田藩主 (岡山藩支藩)	2.50	柳間	従5位下	本藩	12月19日	12月20日	召募により 本藩主の名代として
13	加藤泰社	大洲藩主	6.00	柳間	従5位下	×	12月23日	12月24日	召募により (参府の途次)
14	亀井茲監	津和野藩主	4.30	大広間	従4位下	×	—	12月27日	請願
15	佐竹義堯	久保田藩主	20.58	大広間	従4位下	×	12月17日	1月27日	召募により
16	細川慶順	熊本藩主	54.00	大広間	従4位上	10月14日	10月13日	2月9日	召募により
17	上杉齊憲	米沢藩主	15.00	大広間	従4位下	×	—	2月10日	—
18	南部信民	七戸藩主 (盛岡藩支藩)	1.10	柳間	従5位下	×	12月22日	2月22日	本藩主の名代として
19	伊達慶邦	仙台藩主	62.00	大広間	正4位下	10月14日	12月22日	3月2日	召募により
20	藤堂高聴	久居藩主 (津藩支藩)	5.30	柳間	従5位下	本藩	×	3月1日	本藩主との交替
21	長岡是豪	熊本藩家老	—	—	—	本藩	○	4月20日	—

※本表では、諸大名の入京理由や朝廷による沙汰が、“京都警衛”であるとはっきりしているもののみを掲出し
 ※召募及び京都警衛の沙汰に関しては、複数回なされている場合にはその最初の日付を挙げた。

〔出典〕早川純三郎編『一條忠香日記抄』全（日本史籍協会、1915年12月）、伊喜見謙吉編『改訂 肥後藩国事
 月）、宮内庁蔵版『孝明天皇紀』第3・4（吉川弘文館、1967年12月・1968年8月）、児玉幸多監修・新田

一点目に、上京の性質である。熊本藩主の上京という政治事象は、それまでの先行する雄藩の上京にみられた藩側からの積極的な進出とは異なり、朝廷側からの内勅によるものであった。また、こうした内勅とそのことに対する種々の嘆願や遵奉といった朝藩間での折衝に際しては、幕府を介すことなくその頭越しに両者が直接に交渉をなしていた様子がみえてきた。⁽⁶⁴⁾

このことは、従来の慣例からは大きく逸脱した事態であり、徳川幕藩体制下における統治構造の崩壊を示している。こうした逸脱は、朝廷の側より引き起こされ、これに藩が応じる形で展開してゆく（なお熊本藩の上京決断の背景には、將軍上洛に伴ないどのみち上京しなければならぬといった事情も存在していた）。その過程において、幕府が両者に対し何らかの注意を与えた形跡は確認されず、ただこれを黙許・追認する他なかったようである。熊本藩にみだ限定的事象ではあるものの、幕府の頭越しに沙汰する朝廷、幕府に伺うことをしない藩、そしてそうした接触を黙認する幕府の姿には、当該期における三者の関係性及び他者認識の一端が顕著に表われている。

次に二点目として、上京に課された役割である。その当初は先行する薩摩・長州両藩と同じく上京しての国事周旋が期待されていたものが、攘夷を督促する勅使の東下をきっかけに、将来的な対外危機への未然防止措置としての京都警衛へと、その役割に大きな転換

をみるのであった。

この点に関しては、これ以降多くの大名に対し同様の命が下されてゆく（表2）。こうした背景には、安政期以来の譜代藩を中心とした京都警衛の終焉を機に生まれた、警衛の空白が関係していると考えられ、⁽⁶⁵⁾ 朝廷による京都警衛を目的とした諸大名の召募は、こうした警衛体の不在を埋めるべくなされた自主防衛策の一環であったとの指摘ができるだろう。

この後、翌三年三月には御親兵が設置され、一〇万石以上の諸藩に対し一萬石につき一人の割合をもって朝廷への守衛兵の貢献が沙汰されてゆく。⁽⁶⁶⁾ このように京都の警衛をめぐる新たな体制づくりが進められていく過程において、前述した安政期以来の警衛体制の終焉から御親兵の設置に至るまでの期間と、熊本藩を含む諸大名の召募がなされる期間とは、おおよそ重なっている。このことからやはり、朝廷による諸大名の召募は、京都警衛を目的とした新たな警衛体制を模索するなかから考え出されたものであったと位置づけられよう。

また、表中の支藩を除く一四藩全てがその後の御親兵による新たな警衛体制の下で、その藩士の一部を親兵として貢献してゆくように（大洲・津和野両藩は請願による貢献）、あるいは、例えば福岡藩のように、この召募による上京人数のうちから親兵が精選され貢献されるなど、⁽⁶⁷⁾ 召募に基づく上京以降、諸大名は京都の警衛と不可分

な関係をみせる。警衛をめぐるこのような継続性の点からも、こうした諸大名の上京は、広く京都警衛という一貫した流れ・体制のなかに位置づけて捉えることもできるのではないだろうか。

制限されていたはずの朝廷と諸大名との接触は、以上のようにしてなされたのであった。なお、これ以降の熊本藩による具体的な警衛の実態や他藩の動き、あるいはその後の御親兵との関わりについては今後の課題としたい。

〔註〕

- (1) 元和元年（一六一五）八月、徳川家康在判「公武法制応勅十八箇條」第九条（司法省蔵版『徳川禁令考』第一帙「司法省庶務課、一八七九年一月」、六頁）。なお同史料の記述とその史料の信憑性などについては、拙稿「幕末の御親兵設置に対する長州藩の寄与」（山口県地方史学会編『山口県地方史研究』第一一〇号〈山口県地方史学会、二〇一三年九月〉所載）の註1を参照されたい。
- (2) 原剛『幕末海防史の研究』（名著出版、一九八八年七月）。
- (3) 拙稿「安政期の京都警衛」（立正大学史学会編『立正史学』第一一二号〈立正大学史学会、二〇一二年九月〉所載）・同「万延期の京都警衛」（京浜歴史科学研究会編『京浜歴史科研年報』第二五号〈京浜歴史科学研究会、二〇一三年二月〉所載）。
- (4) 久住真也「幕末期武家参内に関する空間的考察」（中央史学会編『中央史学』第三三三号〈中央史学会、二〇一〇年三月〉所載）・同「幕末政治と禁裏空間の変容」（日本歴史学会編『日本歴史』第七六〇号〈吉川弘文館、二〇一一年九月〉所載）。
- (5) 笹部昌利「津山藩と幕末政局」（佛教大学学術委員会・文学部編集委員会編『佛教大学大学院紀要』文学研究科篇第二七号〈佛教大学大学院、一九九九年三月〉所載）。
- (6) 小山泰弘「高松藩の京都警衛」（香川県立文書館編『香川県立文書館紀要』第六号〈香川県立図書館・文書館管理財団、二〇〇二年三月〉所載）。
- (7) 宮下和幸「幕末期における加賀藩京都詰の実態とその意義」（日本歴史学会編『日本歴史』第六九六号〈吉川弘文館、二〇〇六年五月〉所載）。
- (8) 畑中康博「文久三年秋田藩の京都警衛について」（日本歴史学会編『日本歴史』第七一五号〈吉川弘文館、二〇〇七年二月〉所載）。
- (9) 友田昌宏「文久三年京都政局と米沢藩の動向」（家近良樹編『もうひとつの明治維新』〈有志舎、二〇〇六年一〇月〉所収）。
- (10) 前掲久住論文。
- (11) 維新史料編纂事務局『維新史』第三卷（明治書院、一九四一年三月）、第十編第五章。
- (12) 馬場文英著・徳田武校注『元治夢物語』（岩波書店、二〇〇八年二月）では、在京諸大名による文久三年の朝賀の風景が、「斯迄朝賀の盛んなるは、古代より未だ聞かず」と記されている（一〇四頁）。
- (13) 「御内勅一件」（伊喜見謙吉編『肥後藩国事史料』卷三〈侯爵細川家編纂所、一九三二年九月〉、一六六頁）。
- (14) 同右（同右、一六九頁）。
- (15) 拙稿「文久二年の大原勅使とその使命」（靈山顕彰会編『靈山歴史館紀要』第二十号〈靈山顕彰会、二〇一一年七月〉所載）・同「勅使大原重徳による勅諭伝達とその遵奉」（立正大学大学院文学研究科編『大学院年報』第二九号〈立正大学大学院文学研究科、二〇一二年三月〉所載）・同「降嫁後の和宮」（女性歴史文化研究所紀要編集委員会編『女性歴史文化研究所紀要』第二二号〈京都橘大学女性歴史文化研究所、二〇一三年三月〉所載）。
- (16) 藩主慶順の夫人峯は忠香の娘であり、よって忠香と慶順とは義父子の関係にあった（霞会館華族家系大成編輯委員会編『新編 旧華族家系大成』上巻〈霞会館、一九九六年九月〉、一四九頁・同下巻〈同、一九九六年一月〉、四七六頁）。

- (17) 大塚武松編『採襍録』第一(日本史籍協会、一九三一年八月)、三八〇頁。なお熊本藩細川家以外にも、筑前福岡藩黒田家・肥前佐賀藩鍋島家・土佐高知藩山内家・筑後久留米藩有馬家などに白羽の矢が立てられている。
- (18) 「御内勅一件」(前掲『肥後藩国事史料』卷三、一六六頁)。
- (19) 早川純三郎編『一條忠香日記抄』全(日本史籍協会、一九二五年二月、二八一～二八四頁)。
- (20) 同右、二八四～二八五頁。
- (21) 「文久二壬戌年内密」(前掲『肥後藩国事史料』卷三、二二〇頁)。
- (22) 前掲『一條忠香日記抄』全、二八七～二八八頁。
- (23) 同右、二九二頁。
- (24) 「文久二壬戌年内密」(前掲『肥後藩国事史料』卷三、二七三～二七四頁)。
- (25) 先に注記したとおり(註16を参照)、藩主慶順の夫人峯は一條忠香の娘であるが、忠香の実子ではなく養女であり、その実父は三條実万であった。したがって峯と実美とは兄妹関係にあり、実美と慶順は義兄弟になる(前掲『評議旧華族家系大成』上巻、六九七頁)。
- (26) 高松家と細川家との間に直接の姻戚関係は確認されないものの、高松家は三條家の庶流である三條西家の庶流武者小路家の傍流にあたることから(橋本政宣編『公家事典』(吉川弘文館、二〇一〇年三月)、二六四頁)、三條・高松間にはそうした系流としてのつながりがあったことが推測される。
- (27) 「文久二年尊攘録自筆状」(前掲『肥後藩国事史料』卷三、二七六～二七七頁)。
- (28) 同右(同右、二七七頁)。
- (29) この諮詢と奉答に関しては、拙稿「攘夷をめぐる廷臣奉答の俯瞰的考察」(京浜歴史科学研究会編『京浜歴史科研年報』第二十六号(京浜歴史科学研究会、二〇一四年二月予定)を参照されたい。
- (30) 「文久二年尊攘録自筆状」(前掲『肥後藩国事史料』卷三、二七七～二七八頁)。
- (31) 同右(同右、二七九～二八〇頁)。
- (32) 同右(同右、二八〇～二八一頁)。なお、一六日には議奏からも同様の旨が指示されている(「機密間日記」(同右、三四三～三四四頁))。
- (33) 「文久二年尊攘録自筆状」(同右、三二三頁)。
- (34) 前掲『一條忠香日記抄』全、三二三～三三四頁。
- (35) 同右、三二四～三二五頁。
- (36) 三條の働きかけについて青地は、「尤此儀は御役人様方より御心添之儀ニは無御座、御自身様之御見込ニ候旨」と記している(「尊攘録自筆状」(前掲『肥後藩国事史料』卷三、三二五頁))。
- (37) 「国事関係書類」(宮内庁蔵版『孝明天皇紀』第四(吉川弘文館、一九六八年八月)、一九八頁)。先行する薩摩・長州・土佐の各藩に加え、内勅が降下された藩と伝達者は次のとおりである。仙台藩(近衛忠熙)・熊本藩(一條忠香)・福岡藩(二條斉敬)・広島藩(近衛)・佐賀藩(久世通熙)・岡山藩(一條)・津藩(近衛)・徳島藩(近衛)・三條実愛・久留米藩(広幡忠礼)・鳥取藩(二條)・岡藩(正親町三條)。
- (38) 「文久二壬戌年内密」(前掲『肥後藩国事史料』卷三、三六六～三六七頁)。
- (39) 同右(同右、三九六～三九九頁)。この請書は一月七日に至り、京都留守居の櫻田覚助をもって一條の手元に届く(前掲『一條忠香日記抄』全、三三四～三三七頁)。
- (40) 「文久二年尊攘録自筆状」(前掲『肥後藩国事史料』卷三、三三四～三七六頁)。
- (41) 「良之助様御上京中仕懸返達御用状控」(同右、四二二頁)。
- (42) 「太守様御上京・良之助殿御出京一途」(同右、四二二～四二三頁)。
- (43) 「機密間日記」(同右、三七九頁)。
- (44) 「太守様御上京・良之助殿御出京一途」(同右、四一八～四一九頁)。
- (45) 「文久二年良之助様御上京一途」(同右、四一九～四二〇頁)・「文久二年戊戌十月良之助様御上京一件」(同右、四二〇頁)。

- (46) 「文久二年 尊攘録自筆状」(同右、四二六頁)によれば、その内訳は以下のとおりである。「御供頭」一人・「御中小姓」二〇人・「組不入御中小姓」四〇人・「足軽」八〇人。
- (47) 「文久二年 良之助様御上京一途」(同右、四二三頁)。
- (48) 「御内勅御上京一件」(同右、四六七頁)。
- (49) 「良之助様御上京中日記」(同右、四七七～四七八頁)。
- (50) 同右(同右、四七八～四七九頁)。なおこの勅命は、岡山・福岡・津・久留米・鳥取・広島にも同様に下達されている。
- (51) 同右(同右、四八〇～四八二頁)。前掲『二條忠香日記抄』全、三六六～三六七頁。
- (52) 「良之助様御上京中日記」(前掲『肥後藩国事史料』卷三、四八一頁)。
- (53) 「太守様御上京・良之助殿御出京一卷」(同右、五四五～五四六頁)。
- (54) 「文久二年 尊攘録自筆状」(同右、五三三頁)。
- (55) 「良之助様御上京中日記」(同右、五六八～五六九頁)。この廻勤に際しては、事前に所司代へと諸卿訪問の旨を断わっている(「御記録」(同右、五七〇頁))。
- (56) 「文久三年正月 御国・江戸・大坂辺達御用状控」(同右、五七〇頁)。
- (57) 「文久二年 尊攘録自筆状」(同右、五三九頁)。これ以前、朝廷より藩主の上京とは別に家老長岡監物の上京要請がなされており、史料中にみられる「監物」云々とはそのことを踏まえたものである。
- (58) 「慶順公御上京御参内一件」(同右、五七三頁)。
- (59) 同右(同右、五七七頁)。
- (60) 前掲『一條忠香日記抄』全、三九九～四〇〇頁。
- (61) 「御記録」(前掲『肥後藩国事史料』卷三、五七八頁)。
- (62) 前掲『二條忠香日記抄』全、四〇三頁。
- (63) 「非蔵人日記」(前掲『孝明天皇紀』第四、三六〇～三六一頁)。
- (64) 但し、完全に幕府を無視していたかといえはそうではなく、藩側ではその旨を届け出るとともに、届け出に際しては事前に幕府側

へ案文の相談・確認を行っていたことは、本文中に記したとおりである。

(65) 前掲拙稿「万延期の京都警衛」。

(66) 前掲拙稿「幕末の御親兵設置に対する長州藩の寄与」。

(67) 「官武通紀」(東京大学史料編纂所編『初史料』從文三三卷目、三三三頁、一八六三～一八七三頁)。なお、刊本である早川純三郎編『官武通紀』第一・二(国書刊行会、一九一三年八月・二月)には記載がない。